

19201

山梨県

甲府市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者 (取得価額 3,800 万円以上、中小事業者については 1,900 万円以上)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲府市産業活性化支援条例	H21.3	<p>●業種 工場等、ホテル・旅館、観光施設、農場等</p> <p>●要件</p> <p>(1)工場等の場合</p> <p>①工場等の敷地面積が 3,000 m²以上であること</p> <p>②工場等の延床面積が 1,000 m²以上であること</p> <p>③設置する工場等においてその設置に伴い増加する常時雇用従業員数が5人以上であること</p> <p>④納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>(2)ホテル・旅館の場合</p> <p>①設置するホテル・旅館が、国際観光ホテル整備法の施設基準を満たすこと</p> <p>②一般社団法人甲府市観光協会に加盟している組合等の構成員であること</p> <p>③ホテル・旅館の設置に伴い増加する常時雇用従業員がホテルの場合は5人、旅館の場合は3人以上であること</p> <p>④納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>(3)観光施設(遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、植物園、展望施設)の場合</p> <p>①土地取得費を除く投下固定資産が5億円以上</p>	<p>(1)固定資産税額奨励金 3年間 10/10 以内【限度額なし】</p> <p>(2)水道加入金額奨励金 1回分 5/10 以内【限度額なし】</p> <p>(3)雇用奨励金 新に雇用された市内居住者であつて3保険加入者の者 40歳未満 1人につき 20万円 40歳以上 1人につき 15万円 【初年度限定 1000万円限度】</p> <p>(4)農地整備奨励金 農地整備に対し、企業が負担した額から、整備費の 10%を差し引いた額 【初年度限定】</p>

		<p>であること</p> <p>②観光施設の設置に伴い増加する常時雇用従業員が3人以上であること</p> <p>③納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>(4)農場等の場合</p> <p>①設置する農場等の面積が 5,000 m²以上の一団の土地であること</p> <p>②農場等の設置に伴い、国又は山梨県が事業費の 50%以上を負担する農地整備が行われること</p> <p>③農場等の設置に伴い増加する常時雇用従業員が 1 人以上であること</p> <p>④納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>※産業集積促進助成金との併用は不可</p>	
甲府市産業集積促進助成金交付要綱	H28.4	<p>●業種 製造業、データセンター事業、試験研究所、物流業、本社機能移転等、情報通信業等、コールセンター事業、宿泊業</p> <p>●要件</p> <p>(1)製造業・物流業・試験研究所(下記の要件の全てに該当する場合)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が3億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に常時雇用労働者 10 人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が5人以上)</p> <p>(2)データセンター事業(下記の要件の全てに該当する場合)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が3億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に常時雇用労働者5人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が2人以上)</p> <p>(3)自社所有地新增設事業 (1)の②と③に該当する場合</p>	<p>(1)製造業・物流業、データセンター事業 投下固定資産額 200 億円以下の場合、投下固定資産額(土地取得費除く)の 0.8% ※限度額最大3億円 ※投下固定資産額が 200 億円を超える場合、200 億円を超える投下固定資産額については 0.4%(限度額最大 10 億円)</p> <p>(2)試験研究所・自社所有地新增設事業 投下固定資産額 200 億円以下の場合、投下固定資産額(土地取得費除く)の 0.4% ※限度額最大3億円 ※投下固定資産額が 200 億円を超える場合、200 億円を超える投下固定資産額については 0.4%(限度額最大 10 億円)</p> <p>(3)本社機能移転等 投下固定資産額(土地取得費除く)の1% ※自社所有地の場合 0.5% ※限度額最大2千万円</p>

		<p>(4) 本社機能移転等(賃借可)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が1億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に常時雇用労働者10人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が5人以上)</p> <p>※賃借は③に該当する場合</p> <p>(5) 情報通信産業等(賃借可)</p> <p>①操業開始後1年以内に常時雇用労働者5人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が2人以上)</p> <p>(6) コールセンター事業(賃借可)</p> <p>①操業開始後1年以内に常時雇用労働者20人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が10人以上)</p> <p>(7) 上質な宿泊施設</p> <p>①投下固定資産額が100億円以上</p> <p>②操業開始後1年以内に常時雇用労働者30人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が10人以上)</p> <p>③最低客室面積40㎡以上</p> <p>④地域経済牽引事業計画の県からの承認</p> <p>●加算要件</p> <p>(1) 高度先端分野</p> <p>(2) 成長産業</p> <p>①医療機器産業、水素・燃料電池関連産業</p> <p>②半導体関連産業、ロボット関連産業、データセンター</p> <p>(3) 高付加価値創出事業</p> <p>地域経済牽引事業承認事業</p> <p>(4) 増加雇用者</p> <p>①県外から市内に転入する者5人以上</p> <p>②県外から市内に転入するもの10人以上</p> <p>(5) 県外新規立地</p> <p>(6) 水素製造・利用設備</p> <p>※産業活性化支援条例との併用は不可</p>	<p>賃借の場合は賃借料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(4) 情報通信業等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1.4%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(5) コールセンター事業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の2%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(6) 宿泊業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)が200億円以下の場合、投下固定資産額の1%を助成</p> <p>※限度額最大1億円</p> <p>※投下固定資産額が200億円を超える場合、200億円を超える投下固定資産額については0.4%(限度額最大10億円)</p> <p>●加算内容</p> <p>(1) 高度先端分野 1%加算</p> <p>(2) 成長産業</p> <p>①医薬品・医療機器場合及び水素・燃料電池関連産業の場合 1.3%加算</p> <p>②半導体関連産業、ロボット関連産業、データセンターの場合 0.4%加算</p> <p>(3) 高付加価値創出事業</p> <p>地域経済牽引事業計画を県から認定を受けている場合 0.2%加算</p>
--	--	--	--

			<p>(4) 増加雇用者</p> <p>① 県外から市内に転入する者が5人以上の場合 0.2%加算</p> <p>② 県外から市内に転入する者が10人以上の場合 0.3%加算</p> <p>(5) 県外新規立地 0.4%加算</p> <p>(6) 水素製造・利用設備 取得費用に対し1%加算</p>
--	--	--	---

19202

山梨県

富士吉田市

〈地域経済牽引事業促進区域における税制上の優遇措置〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域経済牽引事業促進区域内において同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者	課税免除	固定資産税	3年間

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①新設 5,000 万円以上 (①か②のいずれか) 増設 3,000 万円以上	②新設 50 人以上	課税免除	固定資産税	新設3年 増設1年

※下記「富士吉田市企業誘致条例」の奨励措置として

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士吉田市企業誘致条例	S35.4	① 新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上または 従業員 50 人以上 ②増設 投下固定資産総額 3,000 万円以上	奨励金 ①新設 固定資産税相当額の範囲内で3年間を 限度(奨励期間終了時に市内在住者の 雇用が5人以上の場合は、2年以内の延 長あり) ②増設 固定資産税相当額の範囲内で1年間を 限度(奨励期間終了時に市内在住者の 雇用が5人以上の場合は、1年以内の延 長あり)
富士吉田市企業立地促進助成金交付要綱	H17.3	① 山梨県産業集積助成金交付要綱に基づき知事の認定を受けたものであって、操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数のうち概ね過半数を市内から新たに雇用するもの	助成金 ○認定企業に対して、以下の規定により助成金を交付する ①助成額、限度額ともに山梨県産業集積促進助成金の 1/4

		<p>② 県要綱の助成対象とならない事業であって、投下固定資産額が県要綱の概ね3分の1以上、かつ、市内から新たに雇用する者が当該創業に伴って増加する常時雇用労働者の数の概ね過半数であり、本市経済の活性化に著しく資するものとして市長が特に認めるもの</p> <p>その他、山梨県産業集積促進助成金の対象者に準ずる。</p>	<p>② 操業開始の日から1年以内に市内から新たに雇用した常時雇用労働者1人につき30万円、限度額300万円。</p>
--	--	--	---

19204

山梨県

都留市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【地域未来投資促進法】 ・「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受けている事業者 ・1億円超(製造業のうち農林漁業関連業種は5千万円超)	—	課税免除	土地、建物及び構築物に係る固定資産税	3年間
【地域再生法(地方拠点化税制)】 ・県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けている事業者(取得価額 3,800 万円以上、中小事業者については 1,900 万円以上)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
都留市企業立地支援条例	H21.1	製造業等、企業立地支援条例規則に定める業種に適用 ① 事業所等の敷地面積が1,000㎡を超えるもの(増設にあつては既存の事業所等含む) ② 延床面積が500㎡を超えるもの(増設にあつては既存の事業所等含む) ③ 投下資産 ・新設 5,000万円以上 ・増設 3,000万円以上 ④ 正規雇用者数 ・新設 15人以上 ・増設 5人以上増(自動化の場合は、投下資産5,000万円以上で現状維持以上) ※移設においては、新設要件に全て該当する場合は新設とみなし、増設要件に全て該当する場合は増設とみなす。	支援金(年間上限5,000万円) ① 徴収した固定資産税の範囲内 ・新設 固定資産税を徴収した年度から5年間 ・増設 固定資産税を徴収した年度から3年間 ② 2ヶ月の上下水道使用料が1,200㎡以上である時は上下水道使用料金の20～75% ② 合併処理浄化槽設置に要する費用の3分の2(上限1,000万円) ③ 都留市に住民票を有する者で、高等学校卒業と同等以上の学歴で卒業から3年以内の者を3年間継続して正規雇用した場合は、1企業等につき200万円を上限 ※その他、用地のあつせん、公共的施設の改善整備等の便宜供用あり
都留市産業集積促	令和5.9	●業種等	●助成率

進助成金交付要綱	<p>製造業、物流業、データセンター、試験研究所、本社機能移転等、情報通信業、オフィス設置事業、宿泊業</p> <p>●要件</p> <p>(1) 製造業、物流業、データセンター、試験研究所</p> <p>① 土地取得費を除く投下固定資産額が3億円以上</p> <p>② 操業1年以内に常時雇用労働者 10人以上増加(うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者)</p> <p>※データセンターは常時雇用者数5人以上増加(うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者)</p> <p>③ 山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること</p>	<p>(1) 製造業、物流業、データセンター</p> <p>① 新規土地取得又は借地権設定により施設を建設し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の1.2%(水素製造設備等取得費は2.7%)</p> <p>② 自社所有地に施設を建設し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の0.6%(水素製造設備等取得費は2.1%)</p> <p>③ 空き施設を取得し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の0.6%(水素製造設備等取得費は2.7%)</p> <p>(2) 試験研究所</p> <p>土地取得費を除く投下固定資産額の0.6%(水素製造設備等取得費は2.1%)</p> <p>※(1)及び(2)ともに、一定の要件を満たすと助成率の加算あり(最大助成率4.8%)</p>
	<p>(2) 本社機能移転等</p> <p>① 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、山梨県知事から認定を受け、この計画に基づき施設を設置すること</p> <p>③ 土地取得費を除く投下固定資産額が1億円以上</p> <p>③ 操業1年以内に常時雇用労働者 10人以上増加(うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者)</p> <p>④ 山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること</p>	<p>●助成率</p> <p>① 新規土地取得又は借地権設定により施設を建設し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の1.5%(水素製造設備等取得費は3%)</p> <p>② 自社所有地に施設を建設し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の0.75%(水素製造設備等取得費は2.25%)</p> <p>④ 建物等を賃借し操業する場合</p> <p>➡賃借料の15%(3年間)</p>
	<p>(3) 情報通信業</p> <p>① 新たに市内に事業所を設置し、操業を開始すること</p> <p>② 操業1年以内に常時雇用労働者5人以上増加(うち3割以上は市内雇用者又は市</p>	<p>●助成率</p> <p>① 建物又は設備機器を取得し操業する場合</p> <p>➡土地取得費を除く投下固定資産額の1.5%(水素製造設備等取得費は</p>

		<p>内転入者)</p> <p>③山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること</p>	<p>3%)</p> <p>② 建物又は設備機器を賃借する場合 ➡賃借料又は通信回線使用料の 15% (3年間)</p>
		<p>(4)オフィス設置事業</p> <p>①新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること</p> <p>②操業 1 年以内に常時雇用労働者5人以上増加し、全てが市内に転入すること</p> <p>③山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること</p>	<p>●助成率</p> <p>①建物又は設備機器を取得する場合 ➡土地取得費を除く投下固定資産額の 1.5% (水素製造設備等取得費は 3%)</p> <p>③ 建物又は設備機器を賃借する場合 ➡賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用の合計の 15%(3年間。ただし、改修費用は初年度のみ)</p>
		<p>(5)宿泊業</p> <p>①新たに市内に宿泊施設を設置し、操業を開始すること</p> <p>②土地取得を除く投下固定資産額が100億円以上</p> <p>③操業1年以内に常時雇用労働者30人以上増加(うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者)</p> <p>④最低客室床面積(内法)40㎡以上</p> <p>⑤地域経済牽引事業計画の山梨県承認を受けること</p> <p>⑥山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること</p>	<p>●助成率</p> <p>土地取得費を除く投下固定資産額の 1.5% (水素製造設備等取得費は3%)</p>
都留市地域総合整備資金貸付要綱	令和 2.3	<p>法人格を有する民間事業者(金融業を営む法人は対象外)</p> <p>① 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの</p> <p>② 1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</p> <p>③ 用地取得等契約後5年以内に事業の営業が開始されるもの</p> <p>※民間金融機関の連帯保証が必要(保証料要す)</p>	<p>無利子貸付(上限 20 億円)</p> <p>①対象費用は、設備の取得等に係る費用及び試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる不随費用</p> <p>②貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の 50%を貸付</p> <p>③償還期間は 20 年以内 (5 年以内の据置期間含む) で元金均等半年賦償還</p>

※くわしくはこちら(<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/sangyo/shokot/sangyousinkou/13096.html>)を参照。

19205

山梨県

山梨市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎対策	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 ・「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受けている事業者 ・1億円超(製造業のうち農林漁業関連業種は5千万円超)	—	課税免除	固定資産税	5年間
【地域再生法(地方拠点化税制)】 ・県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けている事業者(取得価額 3,800 万円以上、中小事業者については 1,900 万円以上)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山梨市事業所設置奨励条例	H17.3	【事業所設置に係る奨励金】 ・新設 ①投下固定資産額 1千万円以上 ②常時使用する従業員数 10 人以上 ・増設、移設 ①投下固定資産額 1千万円以上 ②常時使用する従業員数 10 人以上 ③増員数5人以上 【埋蔵文化財発掘調査に係る奨励金】 ・新設 ①投下固定資産額 1千万円以上 ②常時使用する従業員数 7人以上 ・増設・移設 ①投下固定資産額 1千万円以上 ②増員数5人以上	【事業所設置に係る奨励金】 新設、増設または移設した事業所について、操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年間、納付した固定資産税相当額を納付した翌年度に交付する。 【埋蔵文化財発掘調査に係る奨励金】 埋蔵文化財発掘調査費用の額の1/2 限度額:投下固定資産額の5%または5百万円のいずれか低い額
山梨市企業立	H23.4	①市内において製造業等の立地事業を行う者	山梨県産業集積促進助成金交付要綱

<p>地 促 進 事 業 助 成 金 交 付 要 綱 ※R8.3.31 まで</p>		<p>又は本社機能移転等を行う者、及び情報通 信業等の立地事業を行う者 ②「山梨県産業集積促進助成金」の認定を受け た者(受けることが確実と確認できた者) ③常時雇用労働者のうち地元被雇用者を概ね 3割以上確保すること</p>	<p>に準じて助成を行う 県助成金の1/5以上を補助</p>
<p>山梨市本社機能移 転促進及び市内居 住者常時雇用促進 事業補助金 ※R10.3.31 まで</p>	<p>H28.3</p>	<p>【本社機能移転促進補助】 ①会社設立3年以上、常時従業員5人以上 ②市外から市内へ本社機能の移転(本店登記) を行う ③本店登記日から2年以内に新規常時雇用者 を1人以上雇用すること</p> <p>【市内居住者常時雇用促進補助】 本社機能移転促進補助に該当し、本店登記完 了後、2年以内に市内に住民登録されているも のを新たに常時雇用すること。</p>	<p>市内に本社機能移転する事業に要する 経費(旅費、食糧費除く)の全額。 限度額 100 万円</p> <p>1人につき 20 万円</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大月市企業立地促進条例	H20.6	<p>①新設</p> <p>市内に土地を確保した後、3年以内に操業を開始し、投下固定資産額が5,000万円以上</p> <p>又は新規常用雇用者が20人以上</p> <p>②増設</p> <p>当該増設に係る投下固定資産額が3,000万円以上</p> <p>又は当該増設に係る部分の新規常用雇用者が5人以上</p>	<p>【企業立地奨励金】</p> <p>①新設</p> <p>固定資産税相当額の範囲内 (3年間)</p> <p>②増設</p> <p>固定資産税相当額の範囲内 (1年間)</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>①新設</p> <p>市民常用雇用者5人以上を雇用する事業者に対し市民常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額を交付(1回限り)</p> <p>②増設</p> <p>市民常用雇用者2人以上を雇用する事業者に対し市民常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額を交付(1回限り)</p>
大月市産業集積促進助成金交付要綱	H28.12	<p>●業種</p> <p>製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、本社機能移転等、情報通信産業等、データセンター、医療分野、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業、高度先端分野、成長分野、県外新規立地、オフィス設置事業、上質な宿泊施設の立地事業、宿泊業、工場等</p> <p>●要件</p> <p>(1) 製造業・物流業・データセンター・試験研究所(下記の要件の全てに該当する場合)</p> <p>① 土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等の設置・操業開始</p> <p>② 投下固定資産額(土地取得費を除く)が3</p>	<p>(1) 製造業・物流業・データセンター</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の0.8%</p> <p>※投下固定資産額が200億円以下の場合、限度額最大1.5億円(医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円)</p> <p>※加算要件あり</p> <p>(2) 試験研究所・バイオテクノロジー利用産業・自社所有地新增設事業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の0.4%</p> <p>※投下固定資産額が200億円以下の場合、限度額最大1.5億円(高度先端分野又は成長分野の場合は3億円)</p>

		<p>億円以上</p> <p>③ 操業開始後1年以内に常時雇用労働者10人以上増加(データセンターを設置する事業にあつては、5名以上かつ市内からの新規雇用がおおむね3割以上)</p> <p>④ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>⑤ 環境保全の適切な措置が講じられていること</p> <p>(2) 自社所有地における立地事業のうち製造業等</p> <p>(1)の②～⑤に該当する場合</p> <p>(3) 自社所有地における立地事業のうち本社機能移転等(賃借可)</p> <p>① 土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス等の設置・操業開始</p> <p>② 投下固定資産額(土地取得費を除く)が1億円以上</p> <p>③ (1)の③～⑤に該当する場合</p> <p>※賃借は(1)の③～⑤に該当する場合</p> <p>(4) 情報通信産業等(賃借可)</p> <p>① 新たに市内に情報通信産業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること。</p> <p>② 操業開始後1年以内に常時雇用労働者5人以上増加し(市内からの新規雇用がおおむね3割以上)</p> <p>(5) オフィス設置事業</p> <p>① 新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>② 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上となり、かつ、当該増加する県外からの常時雇用労働者の全てが市内に居住の実態を有すること。</p> <p>(6) 宿泊業</p> <p>① 新たに市内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>② 投下固定資産額が100億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいて</p>	<p>※加算要件あり</p> <p>(3) 本社機能移転等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1%</p> <p>※自社所有地の場合0.5%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(4) 情報通信業等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(5) オフィス設置事業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1%</p> <p>※限度額最大300万円</p> <p>賃借の場合は賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用の合計の1/2の額</p> <p>年100万円を限度とし操業開始から3年間(改修費用は初年度に限る)</p> <p>(6) 宿泊業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1%</p> <p>※投下固定資産額が200億円を超える場合には、200億円を超えた投下固定資産額に0.4%を乗じた額</p> <p>※投下固定資産額が200億円以下の場合には限度額1億円</p> <p>投下固定資産額が200億円を超える場合は限度額10億円</p>
--	--	---	--

		<p>は、処分前の投下固定資産額が 100 億円以上であること。</p> <p>④ 操業開始後 1 年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が 30 人以上であること。この場合において、市内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>④一客室あたりの最低の床面積が 40 平方メートル以上であること。</p> <p>⑤地域経済牽引事業の促進における地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条第4項の規定による、山梨県知事の承認を受けていること。</p> <p>⑥(1)の④に該当する場合</p>	
--	--	---	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
韮崎市企業立地 支援条例	H19.9	【企業立地支援金】 ○投下固定資産額 1億円以上 ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) 上記のうち市内2人以上、操業1年以内 ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること ○対象企業 (1) 新たに土地又は賃借権を取得して工場等を設置する場合(取得から3年以内の操業) 製造業、データセンター、物流業、小売業、試験研究所、市長特認事業 (2) 自己所有地に工場等を設置する場合 製造業	【企業立地支援金】 ○固定資産税及び都市計画税額の全額並びに法人市民税法人税割額の1/2に相当額を3年間交付 ○限度額 単年度2千万円
		【企業立地助成金】 ①製造業等の立地事業及び自社所有地新增設事業の場合 ○投下固定資産額 3億円以上 (土地分を除く) ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) 上記のうち市内3人以上(データセンターの場合2人以上)、操業1年以内 ○県産業集積促進助成金の交付要件に該当 ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること ○対象業種 ア) 製造業、物流業、データセンターで新たに土地又は賃借権を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) イ) 試験研究所、市長特認事業で新たに土地又は賃借権を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) ウ) 製造業で自己所有地に工場等を設置し操業する場合	【企業立地助成金】 助成率・助成限度額 ①製造業・物流業、データセンター、試験研究所の場合 ○対象業種アの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の0.8%(水素製造設備等取得費は1.8%) ○対象業種イ及びウの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の0.4%(水素製造設備等取得費は1.4%) ○対象業種エの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)のうち、建物0.4% ※投下固定資産額が200億円を超えた額に限っては一律0.4% ※特定の要件を満たすと助成率の加

		<p>算あり</p> <p>○限度額</p> <p>1. 県内新規立地(200億円以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長分野又は成長分野の場合 3億円 ・上記以外 1.5億円 <p>2. 県内企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長分野又は成長分野の場合 1.5億円 ・上記以外 6千万円 <p>※投下固定資産額200億円以上は10億円</p> <hr/> <p>②情報産業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増加雇用人数 5人以上 (うち市内2人以上、操業1年以内) ○県産業集積促進助成金の交付要件に該当 ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること ○対象企業 情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者 <hr/> <p>③本社機能移転事業の場合</p> <p>(1) 新たに土地又は賃借権を取得して本社機能移転等を実施する場合(取得から3年以内の操業)</p> <p>(2) 自己所有地に本社機能移転等を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額 1億円以上 ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) <p>上記のうち市内2人以上、操業1年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること <p>(3) 建物等の賃借により本社機能移転等を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) <p>上記のうち市内2人以上、操業1年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること 	<p>○限度額</p> <p>1. 県内新規立地(200億円以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長分野又は成長分野の場合 3億円 ・上記以外 1.5億円 <p>2. 県内企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長分野又は成長分野の場合 1.5億円 ・上記以外 6千万円 <p>※投下固定資産額200億円以上は10億円</p> <hr/> <p>②情報産業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たにオフィス等を設置した場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の1%(水素製造設備等取得費は2%)(限度額:2千万円) ○貸借でオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を貸借で導入した場合 ⇒賃借料及び通信回線料の1/2(3年間、限度額:単年度2百万円) <hr/> <p>③本社機能移転事業の場合</p> <p>○(1)の場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の1%(水素製造設備等取得費は2%)(限度額:2千万円)</p> <p>○(2)の場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の0.5%(水素製造設備等取得費は1.5%)(限度額:2千万円)</p> <p>○(3)の場合 ⇒賃借料の1/2(3年間、限度額:単年度2百万円)</p>
--	--	--	---

		<p>④オフィス設置事業の場合 新たにオフィス等を設置</p> <p>○増加雇用人数 5人以上 (上記のうち市内2人以上、操業1年以内)</p> <p>○適切な環境保全措置を講じる見込みであること</p>	<p>④オフィス設置事業の場合</p> <p>○新規取得の場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の1%(水素製造設備等取得費は2%)(限度額:3百万円)</p> <p>○賃借の場合 ⇒賃借料、住居手当・転居費用(市内居住者に限る)、通信回線使用料等の1/2(3年間、限度額:単年度1百万円)</p>
		<p>⑤宿泊業の場合 新たに施設を設置</p> <p>○投下固定資産額 100億円以上</p> <p>○増加雇用人数 30人以上 (上記のうち市内6人以上、操業1年以内)</p> <p>○一室当たりの最低の床面積が40平方メートル以上</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域発展の基盤強化に関する法律第13条の規定に基づき、知事の承認を受けていること</p>	<p>⑤宿泊業の場合 ⇒投下固定資産額の1%(会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る) (水素製造設備等取得費は2%)</p> <p>※投下固定資産額が200億円を超えた額に限っては一律0.4%</p> <p>○上限額 投下固定資産額200億円まで ⇒1億円 投下固定資産額200億円以上 ⇒10億円</p>

蕪崎市企業立地支援制度について

<https://www.city.nirasaki.lg.jp/soshikiichiran/shoukoukankouka/shokoroseitanto/1/1/1242.html>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円以上(製造業のうち農林漁業関連業種は5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南アルプス市産業立地事業費助成金交付要綱	H17.4	<p>■ 製造業等・物流業またはデータセンター</p> <p>① 市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日から3年以内に工場を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>② 投下固定資産額(除く土地取得費)が3億円以上であること</p> <p>③ 操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が10人(データセンターを設置する事業にあっては5人)以上増加すること(うち3割以上を市内から新規雇用すること)</p> <p>④ 環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの</p> <p>⑤ 自社所有地に工場等の新增設で要件に該当するもの</p> <p>⑥ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの</p> <p>※加算要件あり 詳細は南アルプス市商工振興課までお問合せください</p>	<p>助成金</p> <p>①: 市内に初めて工場等を設置する場合</p> <p>○ 投下固定資産額に 0.8%(空き工場の取得については0.4%)を乗じて得た額</p> <p>固定資産額が 200 億円を超える場合には、200 億円を超えた固定資産額に 0.4%を乗じた額を加えたもの</p> <p>○ 限度額</p> <p>・投下固定資産額が 200 億円以下の場合 1 億 5,000 万円 (ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は3億円)</p> <p>・投下固定資産が 200 億円を超える場合 10 億円</p> <p>②: ①以外の場合</p> <p>○ 加算要件に該当する加算値を加えた率を乗じて得た額</p> <p>○ 限度額</p> <p>・投下固定資産額が 200 億円以下の場合 6,000 万円 (ただし高度先端分野又は成長分野の場合は 1 億 5,000 万円、高度先端分野又は成長分野以外で投下固定資産額が 100 億円以上の場合には 1 億円)</p> <p>・投下固定資産額が 200 億円を超える場合 10 億円</p>

		<p>■本社機能の移転等</p> <p>①市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日から3年以内に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>②投下固定資産額(除く土地取得費)が1億円以上であること</p> <p>③操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が10人以上増加すること(うち3割以上を市内から新規雇用すること)</p> <p>④環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの</p> <p>⑤山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの</p> <p>※加算要件あり 詳細は南アルプス市商工振興課までお問合せください</p>	<p>助成金</p> <p>①新たに土地を取得する場合</p> <p>○投下固定資産額に1%を乗じて得た額(水素製造設備等取得費については2%)とする。</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>②自社所有地の場合</p> <p>○投下固定資産額に0.5%(水素製造設備等取得費については1.5%)を乗じて得た額とする。</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>③建物等の賃借の場合</p> <p>○建物等の賃借料の1/2(操業開始から3年間に限る)</p> <p>○限度額 年200万円</p>
--	--	---	---

19209

山梨県

北杜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例) 須玉町、白州町、武川町で立地を行う下記業種 ①製造業又は旅館業:500万円(ただし資本額により要件変動あり) ②情報サービス業又は農林水産物等販売業:500万円	—	課税免除	家屋、償却資産及び土地に課する固定資産税	3年間
(北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例) 1億円超(製造業のうち農林漁業関連業種は5千万円超)	—	課税免除	家屋、構築物及び土地に課する固定資産税	3年間
(北杜市企業等振興支援条例) (H19.3) ①製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、農業、学術・開発研究機関であること ②立地する事業所等の敷地面積が1,000㎡超 ③立地する事業所等又は事業所等に附属する建物の延べ床面積が500㎡超 ④投下固定資産額 ・新設 5,000万円以上 ・増設 3,000万円以上	常時雇用従業員数 ・新設 15人以上 ・増設 新規雇用従業員5人以上	課税免除	家屋、機械及び装置並びに土地に課する固定資産税 (ただし、他の法令等の規定により支援措置の適用を受けることができるものに対して、この制度による支援措置を行わない)	・新規 5年間 ・増設 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北杜市産業立地事業費助成金交	H20.5	①製造業または物流業、試験研究所、データセンター、事業医療機器関連産業、水素・	I. ①、② ・助成割合

付要綱	<p>燃料電池関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業であり(1)～(5)に該当するもの</p> <p>(1)市内に新たに土地を取得又は借地権(設定期間が20年以上のもの)を設定して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること</p> <p>(2)土地取得費を除く投下固定資産額が3億円以上であること</p> <p>(3)操業開始から1年以内に増加する常時雇用労働者が10人以上、かつ、市内から3人以上確保すること(データセンター、常時雇用労働者が5人以上、かつ、市内から2人以上確保すること)</p> <p>(4)山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること</p> <p>(5)環境保全に対し適切な措置が講じられる見込みであること</p> <p>② 自社所有地新增設事業であって上記の要件の①(2)～(5)の全てに該当するもの</p> <p>③ 本社機能移転等の際し、市内に新たに土地を取得又は借地し、かつ、取得日から3年以内に本社オフィスや研究・研修施設を設置し、操業を開始する者で以下の(1)及び(2)のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)土地取得費を除く投下固定資産額が1億円以上であること</p> <p>(2)①(3)～(5)の全てに該当するもの</p> <p>④ 本社機能移転等の際し、市内に本社オフィスまたは研究・研修施設を設置または賃借した者で、①(3)～(5)に該当するもの</p> <p>⑤ 情報通信業等であって、立地事業のため建物及び設備機器を取得または賃借した者で操業開始から1年以内に増加する常時雇用労働者が5人以上であること(市内から2人以上確保すること)</p> <p>⑥ オフィス設置事業であって、県外から新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置した者で、操業開始から1年以内に増加する県外から移住する常時雇用労働者が5人以上であり、かつ、全てが市内に居住の実態を</p>	<p>土地取得費を除く投下固定資産額の0.4～1.5%</p> <p>その他、加算要件あり</p> <p>・助成限度額 6,000万円～3億円 なお、投下固定資産額が200億円超の場合、10億円(要件あり)</p> <p>II. ③、④</p> <p>・助成割合 取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1～2% 賃借:賃借料に2分の1を乗じた額</p> <p>・助成限度額 取得:2,000万円 賃借:年200万円(3年間)</p> <p>III. ⑤</p> <p>・助成割合 取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1～2% 賃借:賃借料に2分の1を乗じた額</p> <p>・助成限度額 2つの額の合計額 取得:2,000万円 賃借:年200万円(3年間)</p> <p>IV. ⑥</p> <p>・助成割合 取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1～2% 賃借:賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料又は改修費用の合計に2分の1を乗じた額</p> <p>・助成限度額 取得:300万円 賃借:年100万円(3年間(改修費は初年度のみ))</p>
-----	---	--

		<p>有すること</p> <p>⑦宿泊業であって、新たに市内に宿泊施設を設置した者で、操業から1年以内に増加する常時雇用労働者が30人以上で、かつ、市内から10人以上確保すること。また、土地取得費を除く投下固定資産額が100億円以上であり(ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が100億円以上であること。)、1室あたり40㎡以上であること。その他、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条の規定による、知事の承認を受け、かつ、①(4)に該当するもの。</p> <p>⑧立地グループ事業であって①～⑤のいずれかに該当するもの</p>	<p>V. ⑦</p> <p>・助成割合</p> <p>取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1%(なお、投下固定資産額が200億円を超える場合、超えた額の0.4%を加算)</p> <p>助成限度額:投下固定資産額が200億円以下→1億円 投下固定資産額が200億円超→10億円(要件あり)</p> <p>VI. ⑧</p> <p>・該当する①～⑥の助成割合等に順ずる</p>
--	--	---	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受けている事業者	—	課税免除	家屋、構築物及び土地に課する固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱	H18.6 H28.3 全部改正 R2.8 全部改正 R3.2 一部改正 R4.6 一部改正 R5.7 一部改正 R7.4 一部改正	<p>○助成対象</p> <p>(1) 製造業、物流業、データセンター</p> <p>(2) 試験研究所、その他本市経済の活性化に資するもの</p> <p>(3) 自社所有地新增設事業</p> <p>(4) 本社機能移転等</p> <p>(5) 自社所有地への本社機能移転等</p> <p>(6) 賃借による本社機能移転等</p> <p>(7) 情報通信業等</p> <p>(8) オフィス設置事業</p> <p>(9) 宿泊業</p> <p>○助成要件</p> <p>ア 市内において新たに土地の取得又は借地権(設定期間 20 年以上)を設定して施設を設置し、3年以内に操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>【助成対象の(1)(2)(4)の要件】</p> <p>イ 投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>【助成対象の(1)(2)(3)の要件】</p> <p>ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上(データセンターは5人以上)であり、このうち市内から新たに雇用する者を概ね3割以上。</p> <p>【助成対象の(1)(2)(3)(4)(5)(6)の要</p>	<p>○助成率・助成限度額</p> <p>①助成対象(1)の場合</p> <p>・助成率</p> <p>投下固定資産額の 0.8%(空き工場等取得費は 0.4%、水素製造設備等取得費は 1.8%)</p> <p>・助成限度額</p> <p>市内に初設置の場合</p> <p>1.5 億円(高度先端分野又は成長分野の場合は3億円、200 億以上の場合は10 億円)</p> <p>市内初設置で無い場合</p> <p>6,000 万円(高度先端分野又は成長分野の場合は 1.5 億円、高度先端分野又は成長分野以外で投下固定資産額が 100 億円以上の場合は1億円、200 億以上の場合は 10 億円)</p> <p>②助成対象(2)(3)の場合</p> <p>・助成率</p> <p>投下固定資産額の 0.4%(水素製造設備等取得費は 1.4%)</p> <p>・助成限度額</p> <p>市内に初設置の場合</p> <p>1.5 億円(高度先端分野又は成長分野の場合は3億円、200 億以上の場合は 10 億円)</p>

	<p>件】</p> <p>エ 当該事業の実施に当たり、環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて市長の認定をうけたもの。</p> <p>【助成対象の(1)(2)(3)(4)(5)(6)の要件】</p> <p>オ 投下固定資産額が1億円以上であること。</p> <p>【助成対象の(4)(5)の要件】</p> <p>カ 情報通信業等の用に供する事業所を市内に設置し、操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上増加し、うち3割以上が市内雇用者であること。</p> <p>【助成対象の(7)の要件】</p> <p>キ 新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>ク 操業開始後1年以内に県外からの常時雇用労働者が5人以上増加し、かつ、増加する県外からの全ての労働者が県内に住所を有し、うち3割以上が市内に住所を有すること。</p> <p>【助成対象の(8)の要件】</p> <p>ケ 新たに市内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>コ 投下固定資産額が100億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が100億円以上であること。</p> <p>サ 操業開始1年以内に常時雇用労働者が30人以上増加し、うち3割以上が市内雇用者であること。</p> <p>シ 一客室あたりの最低床面積が40㎡以上であること。</p> <p>ス 山梨県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。</p> <p>【助成対象の(9)の要件】</p>	<p>市内初設置で無い場合</p> <p>6,000万円(高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、高度先端分野又は成長分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円、200億円以上の場合は10億円)</p> <p>③助成対象(4)(5)(6)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率及び助成限度額 土地新規取得 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費は2%)、限度額2,000万円 自社所有地 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額の0.5%(水素製造設備等取得費は1.5%)、限度額2,000万円 賃借の場合 <ul style="list-style-type: none"> 賃貸料の10%(操業開始から3年間)、限度額年200万円 <p>④助成対象(7)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率及び助成限度額 建物設備機器取得 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費は2%)、限度額2,000万円 建物設備機器賃借 <ul style="list-style-type: none"> 賃借料又は通信回線使用料の合計の10%(操業開始から3年間)、年200万円 <p>⑤助成対象(8)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率及び助成限度額 建物設備機器取得 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費は2%)、限度額300万円 建設設備機器賃借 <ul style="list-style-type: none"> 賃借料及び通信回線使用料及び改費費用の合計10%の額、限度額100万円 <p>⑥助成対象(9)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費は2%)ただし、投下固定資産額が200億円超の場合、超えた分については0.4%
--	---	--

			<p>・助成限度額</p> <p>投下固定資産額が 200 億円以下の場合 1億円、200 億円超の場合 10 億円</p> <p>○加算要件・加算率</p> <p>①高度先端分野の立地事業の場合:+1%</p> <p>②医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業の場合:+1.5%</p> <p>③半導体関連産業、ロボット関連産業、データセンターの場合:+0.4%</p> <p>④航空、宇宙、防衛関連産業の場合: +1.5%</p> <p>⑤助成対象(1)から(3)の事業で県外からの新規雇用の場合 5人以上の場合:+0.2%、10 人以上の場合:+0.3%</p> <p>⑥県外新規立地の場合:+0.4%</p>
甲斐市企業立地支援条例	H24.9	<p>○製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業、学術・開発研究機関、その他本市産業の振興と雇用の拡大に著しく資するものとして市長が認める事業で、市内において新たに土地の取得し、事業所等を建設し、奨励金の交付要件の次のいずれにも該当する事業者</p> <p>①新設する事業所等の敷地面積:1,000 m²以上</p> <p>②新設する事業所等の延床面積:500 m²以上</p> <p>③新設に伴い新規雇用従業員数:5人以上</p> <p>④市税を完納していること</p> <p>⑤地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画による事業でないこと</p>	<p>○立地奨励金</p> <p>最初に固定資産税が課税される年度から3年度を限度とし、各年度に納付された固定資産税に相当する額の奨励金を交付</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>操業開始日前後3月の間に3人以上の市民を12月以上雇用した場合に1人あたり20万円、1事業者につき200万円を上限とする奨励金を交付</p> <p>○奨励金の返還義務</p> <p>奨励金の交付を受けた事業者は、次のいずれかの要件に該当したときは期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還の義務を負う</p> <p>①奨励金の交付要件に該当しなくなったとき</p> <p>②操業開始から10年以内に休止、廃止等の状態に至ったとき</p> <p>① 法令・条例に違反があったとき</p>

甲斐市の企業支援等に関してはこちら

<https://www.city.kai.yamanashi.jp/soshikinogoannai/sangyo/sangyosouzou/kigyoyuchi/index.html>

19211

山梨県

笛吹市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
笛吹市過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業促進区域における固定資産の課税免除に関する条例	—	課税免除	固定資産税	3年間
笛吹市企業等振興支援条例により指定する業種 新設 1,000 万円以上 増設 500 万円以上	新設 15 人(市内5名) 増設 5人(市内2名)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
笛吹市企業立地促進事業助成金交付要綱	R2.12	<p>■製造業等・物流業またはデータセンター</p> <p>①市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日等から3年以内に工場を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>②投下固定資産額(除く土地取得費)が3億円以上であること</p> <p>③操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が10人以上増加すること</p> <p>④環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの</p> <p>⑤自社所有地に工場等の新增設で要件に該当するもの</p> <p>⑥山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの</p> <p>※加算要件あり</p>	<p>●助成金</p> <p>①:市内に初めて工場等を設置する場合</p> <p>○投下固定資産額に 0.8%(空き工場の取得については 0.4%、水素製造設備等取得費については 1.8%)を乗じた額</p> <p>固定資産額が200億円を超える場合には、200億円を超えた固定資産額に 0.4%を乗じた額を加えたもの</p> <p>○限度額</p> <p>・投下固定資産額が 200 億円以下の場合 1億5,000万円 (ただし高度先端分野又は成長分野の場合は3億円)</p> <p>・投下固定資産が 200 億円を超える場合 10億円</p> <p>②:①以外の場合</p> <p>○加算要件に該当する加算値を加えた率を乗じて得た額</p> <p>○限度額</p>

		<p>詳細は笛吹市観光商工課までお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が 200 億円以下の場合 6,000 万円 (ただし高度先端分野又は成長分野の場合は 1 億 5,000 万円、高度先端分野又は成長分野以外で投下固定資産額が 100 億円以上の場合には 1 億円) ・投下固定資産額が 200 億円を超える場合 10 億円
		<p>■ 本社機能の移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日等から3年以内に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。 ② 投下固定資産額(除く土地取得費)が1億円以上であること ③ 操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が 10 人以上増加すること ④ 環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの ⑤ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの 	<p>助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに土地を取得する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投下固定資産額に1%を乗じて得た額(水素製造設備等取得費について2%)とする。 ○ 限度額 2,000 万円 ② 自社所有地の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投下固定資産額に 0.5%(水素製造設備等取得費については 1.5%)を乗じて得た額とする。 ○ 限度額 2,000 万円 ③ 建物等の賃借の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物等の賃借料の 1/10(操業開始から3年間に限る) ○ 限度額 年 200 万円
<p>笛吹市企業立地 奨励金交付要綱</p>	<p>H28.3</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、農業(中分類 01)、学術・開発研究機関(小分類 710, 711)、電気・ガス・熱供給・水道業 (2) 事業所等の敷地面積が 2,000 m²超 (3) 事業所等又は事業所等に附属する建物の延べ床面積が 500 m²超 (4) 企業等による投下固定資産が 3,000 万円以上 (5) 常時雇用労働者が 20 人以上(うち 10 人以上が笛吹市民) (6) 市税等の滞納がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 立地助成金 家屋の取得価格に 10/100 を乗じた額、又は、償却資産の取得価格に 10/100 乗じた額のいずれか高い額(上限 500 万円) (2) 市内雇用者助成金 市民の常時雇用者の数に 10 万円を乗じた額(上限 200 万円)

19212

山梨県

上野原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	R4.12	○投下固定資産額が 500 万円以上の製造業、旅館業、情報サービス業又は農林水産物等販売業であること。(製造業及び旅館業については、資本金の額によって固定資産額の変動あり)	土地、家屋及び償却資産に対して、3年間の課税免除(土地については、条件あり)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上野原市工場設置奨励条例	H17.2	○市内にある工業団地内に物の製造を業とする工場を設置すること。 ○土地取得の翌日から3年以内に当該土地で操業が開始すること。	土地、家屋及び償却資産に対して賦課した固定資産税の 1年目 50/100 2年目 40/100 3年目 30/100
上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱		【企業立地助成金】 ①製造業、物流業、データセンター、試験研究所の立地事業の場合 ○投下固定資産額 3億円以上 (土地分を除く) ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) 上記のうち市内3人以上(データセンターの場合2人以上)、操業1年以内 ○県産業集積促進助成金の交付要件に該当 ○適切な環境保全措置を講じる見込みであること	【企業立地助成金】 補助率 新たに取得又は借地権を設定した土地で工場等を立地する場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の 0.8% 試験研究所又は自社所有地において工場等を立地する場合又は空き工場等取得し、操業する場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の 0.4% 補助限度額 市内に初めて立地する場合 ⇒3億円 それ以外の場合⇒1億5000万円

		<p>※投下固定資産額が 200 億円を超える場合⇒最大 10 億円</p> <p>※条件等によって、上限値や加算あり</p>
	<p>②本社機能移転等を行う場合</p> <p>○投下固定資産額 1 億円以上</p> <p>○増加雇用人数 10 人以上(データセンターの場合は、5人以上)</p> <p>上記のうち市内3人以上(データセンターの場合2人以上)、操業1年以内</p> <p>○県産業集積促進助成金の交付要件に該当</p>	<p>補助率</p> <p>新たに取得又は借地権を設定した土地で本社施設等を立地する場合⇒投下固定資産額(土地分除く)の 1.0%</p> <p>自社所有地において本社施設等を立地する場合⇒投下固定資産額の 0.5%</p> <p>建物等を賃借する場合⇒賃借料の 50%</p> <p>補助限度額</p> <p>建物等を設置する場合⇒2000 万円</p> <p>建物等を賃借する場合⇒年 200 万</p>
	<p>③情報通信業の立地事業の場合</p> <p>○市内に新たに事業所を設置し、操業を開始すること</p> <p>○増加雇用人数5人以上、上記のうち市内2人以上(データセンターの場合2人以上)、操業1年以内</p> <p>○県産業集積促進助成金の交付要件に該当</p>	<p>補助率</p> <p>建物又は設備機器を取得する場合⇒投下固定資産額の1%</p> <p>建物又は設備機器を賃借する場合⇒投下固定資産額 50% (3年間)</p> <p>補助限度額</p> <p>建物等を設置する場合⇒2000 万円</p> <p>建物等を賃借する場合⇒年 200 万</p>
	<p>④オフィス設置事業の場合</p> <p>○市内に新たにオフィス等を設置し、操業を開始すること</p> <p>○増加雇用人数5人以上、上記のうち市内2人以上(データセンターの場合2人以上)、操業1年以内</p> <p>○県産業集積促進助成金の交付要件に該当</p>	<p>補助率</p> <p>建物又は設備機器を取得する場合⇒投下固定資産額の1%</p> <p>建物又は設備機器を賃借する場合⇒賃借料等の 50% (3年間)</p> <p>補助限度額</p> <p>建物等を設置する場合⇒300 万円</p> <p>建物等を賃借する場合⇒年 100 万</p>
	<p>⑤宿泊業の場合</p> <p>○市内に新たに施設を設置し、操業を開始すること</p>	<p>補助率</p> <p>投下固定資産額の1%(会員権の販</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額 100 億円以上 ○常時雇用労働者数 30 人以上(操業 1 年以内) ○一室当たりの最低の床面積が 40 平方メートル以上 ○地域経済牽引事業の促進による地域発展の基盤強化に関する法律第 13 条の規定に基づき、知事の承認を受けていること 	<p>売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上限額 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額 200 億円まで ⇒ 1億円 投下固定資産額 200 億円以上 ⇒ 10 億円
--	--	--	---

19213

山梨県

甲州市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 1億円以上(農林漁業関連業種は 5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎対策(2,000万円以上)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲州市企業奨励条例	H17.11	①新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 従業員 30 人以上 ②増設 投下固定資産総額 2,000 万円以上 当該部分従業員数 10 人以上	奨励金 ①新設 固定資産税相当額の範囲内で3年間を 限度 ②増設 固定資産税相当額の範囲内で1年間を 限度

19214

山梨県

中央市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【地域未来投資促進法】 1億円超(製造業のうち農林漁業関連業種は5千万円超)	—	課税免除	家屋、構築物及び土地に課する固定資産税 (土地については取得の日の翌日から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中央市産業立地事業費助成金交付要綱	H30.3	助成対象 (1)製造業、物流業又はデータセンター ※次の要件全てに該当するもの ア 市内において新たに土地を取得し又は借地権(設定期間が20年以上のもの。医療機器、水素・燃料電池関連産業は10年以上のもの。)を取得し、3年以内に工場を設置して操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること イ 投下固定資産額(土地を除く。)が3億円以上であること ウ 操業開始の日以後1年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターを設置する事業者にあつては5人)以上であり、このうち市内から新たに雇用する者を概ね3割以上確保できる見込みがあること エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの	助成金(加算要件はお問い合わせください。) (1)製造業、物流業又はデータセンター 投下固定資産額の0.8% 空き工場等取得費は0.4% (水素製造・利用設備取得費はそれぞれ+1%) 上限6千万円-10億円 ※投下固定資産額が200億円を超える部分は一律0.4% ※立地事業者が別に定める加算要件に該当する場合は、加算値を加える。

		<p>オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて市長の認定を受けたものであること</p> <p>(2)試験研究所その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって(1)のア～オまでの要件全てに該当するもの</p> <p>(3)自社所有地新增設事業であって、(1)のイ～オまでの要件全てに該当するもの</p> <p>(4)本社機能移転等を行う者 ※次の要件の全てに該当するもの ア 新たに市内に土地を取得し又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること イ 投資固定資産額(土地を除く。)が1億円以上であること ウ (1)のウ～オに掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(4)の2 自社所有地に本社機能移転等を行う者であって(4)のイ及びウの要件に該当するもの</p> <p>(4)の3 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、(1)のウ及びオの要件に該当するもの</p> <p>(5)情報通信業等 ※次の要件の全てに該当するもの ア 情報通信業等の立地事業の実施のため</p>	<p>(2)、(3)試験研究所及び自社所有地新增設事業 投下固定資産額の0.4% (水素製造・利用設備取得費は1.4%) 上限6千万円-10億円 ※立地事業者が別に定める加算要件に該当する場合は、加算値を加える。</p> <p>(4)本社機能移転等を行う者 投下固定資産額の1% (水素製造・利用設備取得費は2%) 自社所有地の場合は、投下固定資産額の0.5% 上限2千万円 ※建物等の賃借の場合は、賃借料の1/10、限度額年200万円(操業開始から3年間)</p> <p>(5)情報通信業等 建物及び設備機器を取得する場合 投下固定資産額の1%</p>
--	--	--	---

		<p>め、建物及び設備機器を取得及び賃借したものであること</p> <p>イ 操業開始後 1 年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であり、このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>(6)オフィス設置事業</p> <p>※次の要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること</p> <p>イ 操業開始後 1 年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であり、このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>(7)宿泊業</p> <p>※次の要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに市内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること</p> <p>イ 投資固定資産額(土地を除く。)が 100 億円以上であること</p> <p>ウ 操業開始後 1 年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が 30 人以上であり、このうち地元被雇用者を概ね 3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>エ 1客室当たりの最低の床面積が 40 平方メートル以上であること</p> <p>オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条の規定に基づき、知事の承認を受けていること</p> <p>カ (1)のエの要件に該当するもの</p>	<p>(水素製造・利用設備取得費は 2%) 上限 2 千万円</p> <p>※建物及び設備機器等を賃借する場合は、賃借料又は通信回線使用料の合計の 1/10、限度額年 200 万円(操業開始から 3 年間)</p> <p>(6)オフィス設置事業</p> <p>建物(社宅を含む)及び設備機器を取得する場合</p> <p>投下固定資産額の 1%</p> <p>(水素製造・利用設備取得費は 2%) 上限 300 万円</p> <p>※建物及び設備機器等を賃借する場合は、賃借料、住宅手当、通信回線使用料又は改修費用の合計の 1/10、限度額年 100 万円(操業開始から 3 年間、ただし改修費用は初年度に限る)</p> <p>(7)宿泊業</p> <p>投下固定資産額の 1%</p> <p>(水素製造・利用設備取得費は 2%) 上限 1 億円 - 10 億円</p> <p>※投下固定資産額のうち、将来にわたって処分する見込みがないものに限る。</p> <p>※投下固定資産額が 200 億円を超える部分は一律 0.4%</p>
--	--	---	---

中央市企業立地支援制度について

<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/toshikeikaku/kigyou/12322.html>

19346

山梨県

市川三郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
市川三郷町工場設置奨励要綱	H17.10	○新設 ・工場の敷地面積 3,000 m ² 以上 ・常時使用する工員数 25 人以上	○提供する便益 ・工場立地基礎条件その他の調査 ・工場敷地のあつせん又は提供 ・工場道路用敷地の斡旋又は提供 ・工場敷地の整地、工場道路、排水溝等の工事に対する協力 ・工場従業員に対する住宅宿舍の斡旋 ・その他、工場設置に伴う附帯事項に対する積極的な協力
市川三郷町産業立地事業費補助金交付要綱	R2.4	・新たに土地又は借地権を取得し、当該土地取得から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること ・投下固定資産額3億円以上(土地取得費を除く) ・操業開始日の以降1年以内に新規雇用 10 人以上(うち町内の者が3割以上) ・山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの	助成金 対象業種によって設定

19364

山梨県

早川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（新過疎）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
早川町工場誘致条例	S44.3	○投下固定資産総額 500 万円以上 ○従業員 20 人以上	奨励金 ○操業の翌年度から5ケ年間当該工場より徴収する町税の範囲内 ○工場敷地建物の貸付奨励金

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
身延町産業集積促進助成金交付要綱	R2.8	<p>(対象業種・要件の概要)</p> <p>(1)-1 製造業、物流業、データセンター</p> <p>(1)-2 試験研究所</p> <p>①町内において土地または借地権を取得して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること。</p> <p>② 投下固定資産額(土地を除く)が3億円以上であること。</p> <p>③操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること。(データセンターは5人以上)</p> <p>④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること。</p> <p>(2) 本社機能の移転等</p> <p>①町内において土地または借地権(設定期間が20年以上のものに限る)を取得して3年以内に本社オフィス、研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。</p>	<p>(助成金の概要)</p> <p>左記(1)-1 助成額 投下固定資産額(土地を除く)の0.8%</p> <p>左記(1)-2 助成額 投下固定資産額(土地を除く)の0.4%</p> <p>※加算要件該当による助成率加算あり。</p> <p>左記(1)-1・(1)-2 助成限度額</p> <p>①町外からの新規立地(高度先端分野、成長分野)… 3億円</p> <p>②町外からの新規立地(上記以外製造業等)… 1.5億円(投下固定資産額が200億円以下)</p> <p>③町外からの新規立地以外(高度先端分野、成長分野)… 1.5億円</p> <p>④町外からの新規立地以外(上記以外製造業等) … 6,000万円(投下固定資産額100億円未満) 1億円(投下固定資産額200億円以下)</p> <p>左記(2) 助成額</p> <p>① 新たに土地等を取得する場合 投下固定資産額(土地を除く)の1%</p> <p>※加算要件該当による助成率加算あり。</p> <p>②建物等を賃借する場合</p>

	<p>②投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること。</p> <p>③操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること。</p> <p>④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること。</p> <p>(3) 情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者</p> <p>①新たにオフィス等を設置し、操業すること。</p> <p>②操業から1年以内に常用雇用者が5人以上増加すること。</p> <p>(4) オフィス設置事業</p> <p>①町内にオフィス、研究・研修施設を新たに設置し、操業を開始すること。</p> <p>②操業から1年以内に町外からの常用雇用者が5人以上増加すること。(町外からの常用雇用者は町内に居住の実態を有すること。)</p> <p>(5) 宿泊業(旅館、ホテル、又はリゾートクラブ)</p> <p>①町内に新たに宿泊施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>②投下固定資産額が100億円以上であること。</p> <p>③操業から1年以内に常時雇用者数が30人以上であること。</p> <p>④一客室当たりの床面積が40平方メートル以上であること。</p> <p>⑤地域経済牽引事業計画の知事の承認を受けていること。</p>	<p>賃借料の1/2</p> <p>左記(2)助成限度額</p> <p>①新たに土地等を取得する場合 … 2,000万円</p> <p>②建物等を賃借する場合 … 年200万円(最大3年間)</p> <p>左記(3)助成額</p> <p>① 建物又は設備機器を取得する場合 投下固定資産額(土地を除く)の2%</p> <p>②建物又は設備機器を賃借する場合 賃借料及び通信回線使用料の1/2</p> <p>左記(3)助成限度額</p> <p>①建物及び設備機器を取得する場合 …4,000万円</p> <p>② 建物及び設備機器を賃借する場合 … 年400万円(最大3年間)</p> <p>左記(4)助成額</p> <p>① 建物又は設備機器を取得する場合 投下固定資産額(土地を除く)の2%</p> <p>②建物又は設備機器を賃借する場合 賃借料、通信回線使用料等の1/2</p> <p>左記(4)助成限度額</p> <p>①建物及び設備機器を取得する場合 … 600万円</p> <p>② 建物及び設備機器を賃借する場合 … 年200万円(最大3年間)</p> <p>左記(5)助成額</p> <p>①投下固定資産額の1%</p> <p>※加算要件該当による助成率加算あり。</p> <p>左記(5)助成限度額</p> <p>①投下固定資産額200億円以下 …1億円</p> <p>②投下固定資産額200億円超 …10億円</p> <p>※加算要件等、詳しくはお問い合わせください。</p>
--	--	---

		※詳しくはお問い合わせください。	
身延町企業の奨励に関する条例	H16.9	下記のいずれかに該当すること。 ①投下固定資産総額1億円以上 ②常時雇用する従業員 100 人以上 ③①、②のほか、町長が必要と認めたもの	①土地の取得交渉と造成に関する援助 ②事業に関連する各種苦情処理に対する協力 ③公共施設との関連事項に関する利便の供与 ③ Uターン奨励を含む労働力の調整

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業計画に基づき取得される土地、建物及び償却資産	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、奨励金、助成金等の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南部町産業立地事業 費助成金交付要綱	H29.3	<p>(対象業種・要件の概要)</p> <p>(1) 製造業、物流業、データセンター</p> <p>① 土地取得(借地権を含む)から3年以内に工場等を設置し、操業を開始。</p> <p>② 土地取得費を除く投下固定資産額が3億円以上。</p> <p>③ 操業開始の日以後1年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上。</p> <p>④ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当。</p> <p>⑤ 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて町の認定を受けた者</p> <p>(2) 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業</p> <p>① 土地取得(借地権を含む)から3年以内に工場等を設置し、操業を開始。</p> <p>③ 土地取得費を除く投下固定資産額が3億円以上。</p> <p>③ 操業開始の日以後1年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上。</p> <p>④ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に</p>	<p>(助成金の概要)</p> <p>左記(1)</p> <p>投下固定資産税額の0.8%</p> <p>助成限度額 10億円</p> <p>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは、3億円とする。</p> <p>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは1.5億円とする。</p> <p>① 以外の場合、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは1.5億円とする。</p> <p>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは1億円とする。</p> <p>※加算要件該当による助成率加算あり。</p> <p>左記(2)</p> <p>投下固定資産税額の0.4%</p> <p>助成限度額 10億円</p> <p>ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは、3億円とする。</p> <p>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは1.5億円とする。</p> <p>① 以外の場合、高度先端分野又は成</p>

		<p>該当。</p> <p>⑤環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて町の認定を受けた者</p> <p>(3) 本社機能の移転等</p> <p>①(1)の①に準じる。</p> <p>②投下固定資産額が1億円以上。</p> <p>③(1)の③④に準じる</p> <p>(4) 情報通信業</p> <p>①新たに町内に情報通信産業等の用に供する事業所を設置し、操業をすること。</p> <p>②操業開始後1年以内に町外からの常用雇用者が5人以上であること。</p> <p>③(1)の④に準じる。</p> <p>(5) オフィス設置事業</p> <p>①新たに町内にオフィス、研修施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>②操業開始後1年以内に町外からの常用雇用者が5人以上増加すること。(町外からの常用雇用者は町内に居住の実態を有すること)</p> <p>(6) 宿泊業</p> <p>①新たに町内に宿泊施設を設置し、操業を開始すること。</p>	<p>長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは1.5億円とする。</p> <p>また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には6千万円とし、投下固定資産額が200億円までは1億円とする。</p> <p>※加算要件該当による助成率加算あり。</p> <p>左記(3)</p> <p>①新たに土地等を取得する場合 投下固定資産額の1%</p> <p>②自社所有地の場合 投下固定資産額の0.5%</p> <p>③建物等を賃借する場合 賃借料の1/2</p> <p>左記(2)助成限度額</p> <p>①②ともに上限2,000万円</p> <p>③年200万円</p> <p>左記(4)</p> <p>①建物及び設備機器を取得する場合 投下固定資産額の1%</p> <p>②建物又は設備機器を賃借する場合 賃借料及び通信回線使用料の1/2</p> <p>左記(4)助成限度額</p> <p>①2,000万円</p> <p>③年200万円</p> <p>左記(5)</p> <p>①建物及び設備機器を取得する場合 投下固定資産額の1%</p> <p>②建物又は設備機器を賃借する場合 賃借料及び通信回線使用料の1/2</p> <p>左記(5)助成限度額</p> <p>①300万円</p> <p>③年200万円</p> <p>左記(6)</p> <p>① 投下固定資産額の1%ただし、投下固定資産額が200億円を超え</p>
--	--	--	---

		<p>②投下固定資産額が100億円以上。</p> <p>③操業開始後1年以内に常用雇用者が30人以上増加すること。</p> <p>④1客室あたりの床面積が40平方メートル以上であること。</p> <p>⑤地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定による、山梨県知事の承認を受けていること。</p>	<p>る場合には、200億円を超えた投下固定資産額に0.4%を乗じた額を加える</p> <p>左記(6)助成限度額 10億円</p> <p>①投下固定資産税額が200億円までは1億円</p>
南部町工場立地法地域準則条例	H29.6		<p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p>

19368

山梨県

富士川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎対策	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士川町産業立地 事業費助成金交付 要綱	H23.4.1	<p>助成対象</p> <p>(1) 製造業、物流業又はデータセンターであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに町内において土地を取得し、借地権を設定(設定期間が20年以上のものに限る。以下同じ。)し、及び当該土地取得又は借地権設定から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>イ 投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>ウ 操業開始の日以後1年以内に、当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターにあつては5人)以上であり、このうち町内から新たに雇用する者を概ね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>エ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱の規定による助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>オ 事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。</p> <p>(2) 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業その他著しく本町経済の活性化に資するものとして町長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であつて、前号アからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの</p>	<p>助成金</p> <p>助成区分によって設定</p>

		<p>(3) 自社所有地新增設事業であって、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(4) 本社機能移転等を行う者であって、新たに町内に土地を取得し、又は借地権を設定し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 当該土地の取得日から3年以内に、当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>イ 投下固定資産額が1億円以上であること。</p> <p>ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(5) 自社所有地に本社機能移転等を行う者であって前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの</p> <p>(6) 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第1号ウ及びオに掲げる要件に該当するもの</p> <p>(7) 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること。</p> <p>イ 操業開始後1年以内に、当該操業に伴って増加する常時雇用労働者及び町内から新たに雇用する者の数が5人以上であり、このうち町内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p>	
富士川町産業立地事業奨励金補助交付要綱	H29.4.1	<p>富士川町内に事業所を新設、又は拡充する企業を対象に固定資産相当分を5年間奨励金として交付する制度</p> <p>対象業種</p> <p>日本標準産業分類のAからRまで</p>	<p>奨励金</p> <p>固定資産相当分を5年間交付</p>

* 詳細はこちらをご覧ください。 → [富士川町ホームページ](#)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受けている事業者	—	課税免除	家屋、構築物及び土地に課する固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
昭和町産業立地事業に対する助成金の支給に関する要綱	H20.4 R2.10	<p>○助成対象</p> <p>(1) 製造業、物流業、データセンター</p> <p>(2) 試験研究所、その他著しく本町経済の活性化に資するものとして町長が認める工場等設置</p> <p>(3) 自社所有地における立地事業のうち製造業等</p> <p>(4) 本社機能移転等</p> <p>(5) 情報通信業等</p> <p>(6) 宿泊業</p> <p>●要件</p> <p>(1)・(2) 製造業・物流業・データセンター・試験研究所・その他著しく本町経済の活性化に資するものとして町長が認める工場等設置については、下記のすべてに該当するもの</p> <p>ア 新たに町内に土地を取得し、又は借地権を設定し、3年以内に工場等を設置・操業開始</p> <p>イ 投下固定資産額が3億円以上</p> <p>ウ 操業開始後1年以内に常時雇用者10人以上増加(データセンターを設置する事業にあたっては5人以上増加)(うち町内から概ね3割以上新規雇用の見込みがあること)</p> <p>エ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱により、対象事業として知事の認定を受けた者、又は、受けることが確実と確認できた者</p>	<p>○助成率・助成限度額</p> <p>・助成率</p> <p>(1) 投下固定資産額の 0.8%(空き工場等取得費は 0.4%、水素製造設備等取得費は1.8%)</p> <p>・助成限度額</p> <p>町内に初設置の場合</p> <p>投下固定資産額が 200 億円以下の場合 1.5 億円(高度先端分野又は成長分野の場合は3億円)</p> <p>投下固定資産額が200億円を超える場合 10 億円</p> <p>初設置で無い場合</p> <p>投下固定資産額が 200 億円以下の場合6千万円(高度先端分野又は成長分野の場合は 1.5 億円、上記分野以外で投下固定資産額が 100 億円以上の場合1億円)</p> <p>投下固定資産額が 200 億円を超える場合 10 億円</p> <p>・助成率</p> <p>(2)(3) 投下固定資産額の 0.4%(水素製造設備等取得費は1.4%)</p> <p>・助成限度額</p> <p>町内に初設置の場合</p>

	<p>オ 事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて町長の認定を受けたもの</p> <p>(3) 自社所有地における立地事業のうち製造業等については、上記イからオに該当するもの</p> <p>(4) 本社機能移転等については、下記のすべてに該当するもの</p> <p>ア 新たに町内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地または借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること</p> <p>イ 投下固定資産額が1億円以上であること</p> <p>ウ (1)(2)の要件内、ウからオ全てに該当するもの</p> <p>(4)の2 自社所有地における立地事業のうち、本社機能移転等を行うものであって、(4)のイ及びウに該当するもの</p> <p>(4)の3 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、(1)(2)のウ及びイオに該当するもの</p> <p>(5) 情報通信業等であって以下の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに町内に情報通信産業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること</p> <p>イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用者の数が5人以上であり、このうち地元被雇用者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>(6) 宿泊業であって以下の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに町内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること</p> <p>イ 投下固定資産額が100億円以上であること。</p> <p>ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用者の数が30人以上であり、このうち地元被雇用者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>エ 1客室あたりの最低の床面積が40平方メートル以上であること</p>	<p>投下固定資産額が200億円以下の場合1.5億円(高度先端分野又は成長分野の場合は3億円)</p> <p>投下固定資産額が200億円を超える場合10億円</p> <p>初設置で無い場合</p> <p>投下固定資産額が200億円以下の場合6千万円(高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、上記分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円)</p> <p>投下固定資産額が200億円を超える場合10億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率及び助成限度額 <p>(4)(4)の2(4)の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地新規取得 <p>投下固定資産額に1%(水素製造設備等取得費については2%)限度額2千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社所有地 <p>投下固定資産額に0.5%(水素製造設備等取得費については1.5%)限度額2千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借 <p>賃借料の1/10の額(操業開始から3年間に限る)限度額年200万</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率及び助成限度額 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物又は設備機器を取得 <p>投下固定資産額に1%(水素製造設備等取得費については2%)限度額2千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物又は設備機器を賃借 <p>賃借料および通信回線使用料の合計の1/10の額(操業開始から3年間に限る)限度額年200万</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率 <p>(6)</p> <p>投下固定資産額(会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリ</p>
--	--	---

		<p>オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定による知事の承認を受けていること</p> <p>カ (1) (2) エに該当するもの</p>	<p>ゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る)に1%(水素製造設備等取得費については2%)</p> <p>投下固定資産額が 200 億円を超える場合には、200 億円を超えた投下固定資産額に2%</p> <p>・助成限度額</p> <p>投下固定資産額が 200 億円以下の場合1億円。200 億円を超える場合 20 億円</p>
--	--	---	--

19422

山梨県

道志村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（新過疎）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈西桂町創業支援事業補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。		補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、西桂町創業支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。	創業に係る経費かつ、その金額の2分の1以内とし、50万円を上限とする	補助金の交付を決定した日の属する年度及び前年度までとする
<p>(1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から2年未満の者</p> <p>(2) 市区町村税等の滞納をしていないこと。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に関係するものでないこと。</p> <p>(4) 許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受けていること(当該許認可を受けることが確実に認められる場合を含む。)</p> <p>(5) 町内で2年以上継続して「補助対象事業」を営業することが見込まれること。</p> <p>(6) 申請書に添付する事業計画書について、西桂町商工会の指導を受け作成していること。</p> <p>(7) 西桂町商工会に加入すること。</p> <p>(8) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p>				

	認める書類		
--	-------	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西桂町企業の奨励に関する条例	H20.3	町内に工場及び事業者の新設及び増設 ○新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 常時使用従業員 20 人以上 ○増設 増設部分の投下固定資産総額 3,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税額の相当額 (3年間)
西桂町創業支援事業補助金	R2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から2年未満の者。 ・市区町村税等の滞納をしていないこと。 ・暴力団に関係するものでないこと。 ・町内で2年以上継続して「補助対象事業」を営業することが見込まれること。 ・西桂町商工会に加入すること。等 	<p>創業に係る経費への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50 万円を上限

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	措置の内容
忍野村商工業振興資金等利子補給金交付要綱	H23.4	<p>① 平成20年11月1日以降に融資が実行されたもの</p> <p>② 山梨県商工業振興資金融資においては、南都留中部商工会の審査書を要するもの</p> <p>③ 小規模事業者経営改善資金融資、商工貯蓄共済融資、商工会・商工会議所会員融資においては、南都留中部商工会が推薦又はあっせんしたのも</p> <p>④ 資金使途が生活資金及び借換え資金を含まないもの</p> <p>以上の資金の借受人で次に該当するもの</p> <p>1. 村内に住所を有し、かつ、店舗、工場又は事業所を有する者</p> <p>2. 村税を完納している者。ただし、法人については、その代表者についても完納していること。</p>	<p>左の①～④の資金のそれぞれにおいて算出した利子の額(延滞金等に係る利子を除く)の30%を補給する。</p> <p>利子補給の期間は融資実行日の属する月から5年以内とし、それを超える期間については行わない。</p> <p>特例として、令和8年3月31日までの間における適用については、70%とする。</p>
忍野村企業誘致条例	S43.12	<p>① 新設 投下固定資産総額が1,000万円以上 又は常時使用する従業員数50人以上</p> <p>② 増設 投下固定資産総額500万円以上 ただし、特に村長が本村の産業の振興に寄与すると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>① 各年度における当該企業に係る固定資産税の納付額に相当する金額の範囲内において奨学金を交付する。</p> <p>② 企業の新設若しくは増設に必要な事項について援助をなし、又は協力若しくはあっせんの便宜を供与する。</p> <p>③ 奨励金交付時期は、固定資産税の各納期とする。</p> <p>④ 奨励期間は、指定を受けた企業の操業開始の翌年度から3箇年以内(増設の場合は1箇年)とする。</p>

9425

山梨県

山中湖村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山中湖村産業集積促進助成金交付要綱	H20.10	<p>(1)製造業</p> <p>①村内において土地または借地権を取得し、3年以内に工場等を設置し操業を開始、将来にわたって操業を継続する見込みであること</p> <p>②投下固定資産額5億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に増加する常時雇員数 10 人以上(うち、村内新規雇員数が概ね3割以上)</p> <p>④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当し、交付申請予定企業</p> <p>(2)試験研究所、バイオテクノロジー利用産業等</p> <p>(1)②～④に該当するもの</p> <p>(3)自社所有地新增設事業</p> <p>(1)②～④に該当するもの</p>	<p>助成金</p> <p>(1)投下固定資産額に 2/100 を乗じた額</p> <p>(2)(3)投下固定資産額に 1/100 を乗じた額</p> <p>○増加常時雇員者と限度額</p> <p>・10 人以上 50 人未満 6,000 万円</p> <p>・50 人以上 100 人未満 1億円</p> <p>・100 人以上 500 人未満 1億 5,000 万円</p> <p>・500 人以上 2億円</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 1億円以上(製造業のうち農林漁業関連業種は5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鳴沢村産業集積促進助成金交付要綱	R2.3	<p>【対象業種】製造業、物流業、データセンター</p> <p>○新たに村内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターを設置する事業にあっては、5人)以上、かつ、山梨県内から新たに雇用する者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。</p> <p>○当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。</p>	<p>【対象業種】製造業、物流業、データセンター</p> <p>① 村内に初めて工場等を設置する場合 助成限度額 投下固定資産額が200億円以下の場合：1.5億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は3億円 投下固定資産額が200億円を超える場合：10億円</p> <p>② ①以外の場合 助成限度額 投下固定資産額が200億円以下の場合：6千万円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、上記分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合1億円 投下固定資産額が200億円を超える場合：10億円</p>

	<p>【対象業種】試験研究所</p> <p>○新たに村内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターを設置する事業にあつては、5人)以上、かつ、山梨県内から新たに雇用する者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。</p> <p>○当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられることについて村長の認定を受けたものであること。</p> <p>【対象業種】本社機能移転等</p> <p>○新たに村内に土地を取得し、又は借地権を設定し、本社機能移転等を行う者</p> <p>○当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が1億円以上</p> <p>○村内に設置又は拡充を行う本社オフィス及び研究・研修施設のために建物等を賃借したものであること。</p> <p>○山梨県産業集積促進事業助成金交付要綱に基づく知事の認定を受けた又は申請中で確実に受ける見込みがある立</p>	<p>【対象業種】試験研究所</p> <p>① 村内に初めて工場等を設置する場合 助成限度額 投下固定資産額が200億円以下の場合：1.5億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は3億円 投下固定資産額が200億円を超える場合：10億円</p> <p>② ①以外の場合 助成限度額 投下固定資産額が200億円以下の場合：1億円 ※高度先端分野又は成長分野の場合は投下固定資産額が200億円以下の場合には1.5億円。上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には6千万円 投下固定資産額が200億円を超える場合：10億円</p> <p>【対象業種】本社機能移転等 助成限度額</p> <p>① 新たに土地等を取得する場合、自己所有地の場合：2千万円</p> <p>③ 建物等の賃借の場合：年200万円(操業開始から3年間に限る)</p>
--	--	--

	<p>地事業</p> <p>○地域再生法に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた村内への本社機能等の設置又は拡充事業</p> <p>【対象業種】情報通信事業等</p> <p>○新たに村内に情報通信産業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。(このうち村内から新たに雇用する者をおおむね2割以上確保できる見込みがあること。ただし、村内からの採用希望者がなく、2割以上確保できないなどの企業側に責任のない場合は、村長と協議して山梨県内から新たに雇用する者の雇用数で調整できるものとする。)</p> <p>【対象業種】オフィス設置事業</p> <p>○新たに村内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する村外からの常時雇用労働者の数が5人以上となり、かつ、当該増加する村外からの常時雇用労働者のうち1人以上が村内に居住の実態を有すること。ただし、村内からの採用希望者がなく1人以上確保できないなどの企業側に責任のない場合は、村長と協議して山梨県内から新たに雇用する者の雇用数で調整できるものとする。</p> <p>【対象業種】宿泊業</p> <p>○新たに村内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。</p> <p>○投下固定資産額が100億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投</p>	<p>【対象業種】情報通信事業等</p> <p>助成限度額</p> <p>② 建物又は設備機器を取得する場合：2千万円</p> <p>② 建物又は設備機器等を賃借する場合：年200万円(操業開始から3年間に限る)</p> <p>【対象業種】オフィス設置事業</p> <p>助成限度額</p> <p>① 建物(社宅を含む。②において同じ。)又は設備機器を取得する場合：300万円</p> <p>② 建物又は設備機器等を賃借する場合：年100万円(操業開始から3年間に限る)</p> <p>【対象業種】宿泊業</p> <p>助成限度額</p> <p>① 投下固定資産額が200億円以下の場合：1億円</p> <p>② 投下固定資産額が200億円を超える場</p>
--	--	--

	<p>下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が 100 億円以上であること。</p> <p>○操業開始後 1 年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が 30 人以上であること。</p> <p>○1 客室あたりの最低の床面積が 40 平方メートル以上であること。</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 13 条第 4 項の規定による、知事の承認を受けていること。</p> <p>○山梨県産業集積促進事業助成金交付要綱に基づく知事の認定を受けた又は申請中で確実に受ける見込みがある立地事業</p> <p>○企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。</p> <p>※詳細はお問い合わせください。 鳴沢村役場企画課 企業立地担当 TEL:0555-85-2312 Mail : kikaku@vill.narusawa.lg.jp</p>	<p>合:10 億円</p>
--	---	----------------

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士河口湖町企業 立地促進条例	H15.11 H24.4	対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・製造業以外で規則に定める事業 ・町長が認める事業 ○新設 投下固定資産額 5,000 万円以上 新規雇用 30 人以上 ○増設 投下固定資産額 3,000 万円以上 新規雇用5人以上	奨励金 ○事業所奨励金 固定資産税の額に 100/100 を乗じて得た額を奨励金として交付 新設5年間 増設3年間 ○雇用奨励金 新規に町内居住者を雇用した場合の雇用奨励金 1人あたり年額 10 万円(操業から2年間、限度額2カ年で1,000 万円) ○住宅手当奨励金 町外在住者が町内に移転、居住した場合の住宅奨励金 住宅手当支給額の1割 (操業から2年間) ○住宅奨励金 指定された日から1年以内に企業が住宅を建設した場合の固定資産税 100/100 を乗じて得た額を1年間に限り奨励金として交付 ○緑化奨励金 敷地面積の 20/100 以上に対して緑化事業を実施した場合 緑化事業費の 30/100 の額(ただし、500 万円を限度) ○除雪奨励金 除雪機器購入費の 100/100(操業の日から3年以内1度限り、250 万円を限度) 補助及び除雪委託費5年間(限度額年額 50 万円・合計額 250 万円)
富士河口湖町産業 立地促進事業費助 成金交付要綱	H23.4 R2.8.17	製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンター	○新たに土地を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)

		<p>次の要件全てに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること ○新たに町内に土地又は借地権を取得し、又は自社所有地に工場等を設置し、操業を開始すること ○投下固定資産額が3億円以上であること(除、土地取得費) ○操業から1年以内に従業員新規雇用者が10人(データセンターを設置する事業は5人)以上増加すること 	<p>の1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己所有地に工場等を建設し、操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の0.5% ○空き工場等を取得し操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)のうち 建物0.5% 機械・設備1% ○試験研究所又はバイオテクノロジー利用産業の場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の0.5% <p>※特定の要件を満たすと助成率の加算あり</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○県外からの新規立地 (医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) ⇒ 限度額3億円 ○県外からの新規立地(上記以外製造業等) ⇒ 限度額 1.5 億円 ○県内企業 (医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) ⇒ 限度額 1.5 億円 ○県内企業(上記以外製造業等) ⇒ 限度額6千万円 (投下固定資産額 100 億円以上) ⇒限度額 1 億円) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者 <ul style="list-style-type: none"> ○新たにオフィス等を設置した場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の1.4% ○賃借で新たにオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入した場合 ⇒助成額:賃借料及び通信回線使用料の1/10(3年間) <p>※特定の要件を満たすと助成率の加算</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること ○操業から1年以内に新規雇用者が5人以上増加すること 	

			あり
			<p>○新たにオフィス等を設置する場合 ⇒限度額 2千万円</p> <p>○賃借する場合 ⇒限度額 年 200 万円 (最大3年間)</p>
		<p>本社機能移転等の場合(業種の制限等なし)</p> <p>次の要件全てに該当すること</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること</p> <p>○本社オフィス、研究・研修施設を町内に整備すること</p> <p>○県から整備計画の認定を受けていること</p> <p>○投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること(賃借の場合は除く)</p> <p>○操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること</p>	<p>○県内において新たに土地を取得又は借地権を設定して本社機能の移転等をした場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の2%</p> <p>○自社所有地に本社機能の移転等をする場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の1%</p> <p>○空き工場等を取得し操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)のうち 建物 1% 機械・設備 2%</p> <p>○本社オフィス、研究・研修施設を賃借する場合 ⇒助成額:建物等の賃借料の 1/10(3年間)</p> <p>※特定の要件を満たすと助成率の加算あり</p>
			<p>○県内において新たに土地を取得するか借地権を設定又は空き工場等を取得し操業する場合 ⇒限度額2千万円</p> <p>○賃借する場合 ⇒限度額 年 200 万円 (最大3年間)</p>

19442

山梨県

小菅村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（新過疎）	—	課税免除	固定資産税	3年間

19443

山梨県

丹波山村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間